

人材紹介業務に関する契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という）と、株式会社グッドコーチ（以下、「乙」という）とは、甲の人材採用に関し下記の通り契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第一条【目 的】

甲は乙に対して、第二条に定める事項を委託し乙はこれを本契約有効期間中、甲の求めに基づき実施するものとする。

第二条【業務内容】

- (1) 甲が求める人材の探索、紹介
- (2) 人材採用計画の立案及び遂行に関するコンサルティング
- (3) (1)および (2)に付随する甲及び乙が事前に合意する業務

第三条【個人情報の取り扱い】

乙は、甲が採用選考するにあたって必要とする限度において、乙が甲に紹介した人材（以下、「紹介者」という）の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を甲に対して開示・提供するものとする。但し、乙は選考に関係のない紹介者の病歴、併願状況などの個人情報については、紹介者の事前の承諾を得ない限り甲に対して開示・提供しないものとする。

2. 甲は前項に基づき乙より提供された紹介者（採用に至らなかった者も含む）の個人情報を厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとし、乙の了解なく本契約中及び本契約終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。

第四条【機密保持】

甲及び乙は、相手方から秘密である旨を明示の上開示を受けた情報（以下、「機密情報」という）を、本契約中及び本契約終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、管轄官公庁または法令に基づき開示が要請されるものについてはこの限りではない。

2. 個人情報を除き、前項に関わらず次の各号の一に該当するものは機密情報にあたらないものとする。
 - (1) 受領時に既に公知であったもの
 - (2) 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (3) 開示時に受領者が既に保有していたもの
 - (4) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (5) 機密情報を使用することなく乙が正当に入手したもの

3. 乙は、第五条第2項に基づき、乙と協力関係にある人材紹介会社に対し、甲から提供された情報を開示または提供する場合は、当該第三者に対しても乙と同様の機密保持義務を遵守させなければならない。

第五条【情報開示】

乙は、甲から提供された情報を紹介者に対して開示・提供できるものとする。但し、甲が提供する情報のうち、甲が紹介者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報についてはこの限りではない。

2. 乙は、乙と協力関係にある人材紹介会社に対し、甲から提供された情報を開示または提供することがある。

第六条【甲の義務】

甲は、本契約の有効期間中および本契約終了後にかかわらず、採用選考終了後2年間は、乙に対して通知することなく紹介者と直接連絡をとること又は紹介者を採用してはならない。

第七条【労働条件の確認】

甲は紹介者の採用が決定した場合、紹介者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を甲の責任において交付し、甲及び紹介者との間で雇用契約を締結するものとする。

第八条【コンサルティング・フィー】

甲の採用が決定した紹介者（以下、「採用決定者」という）が入社に至った場合のコンサルティング・フィー（成功報酬）は下記に定めるものとする。

・コンサルティング・フィー 初年度理論年収×30%

初年度理論年収：月額固定給×12＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数＋一時金

月額固定給・・・基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当て＋その他諸手当

（但し、通勤手当・時間外・休日・深夜労働手当は含まれない）

▽年俸制の場合・・・基本年俸＋想定業績賞与＋その他契約一時金

▽1年未満の有期雇用契約の場合・・・契約期間を1年間とみなして換算した額

（但し、通勤手当・時間外・休日・深夜労働手当は含まれない）

▽業務委託契約の場合・・・年間の業務委託料

第九条【コンサルティング・フィーの支払い】

甲は採用決定者の入社日の翌月末日までに乙の指定する銀行口座へ振込送金の方法により支払うものとする。

第十条【コンサルティング・フィーの返還】

採用決定者が甲に入社後、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、乙は甲に次の通りコンサルティング・フィーを返還するものとする。

(1) 入社後1ヶ月未満で退社：コンサルティング・フィーの80%

(2) 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満で退社：コンサルティング・フィーの50%

但し、甲の採用決定者に対する処遇およびその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる等、採用決定者の責に起因しない場合は、この限りではない。

第十一条【契約の有効期限】

本契約の有効期限は、契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議の申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第十二条【契約の解除】

甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約の有効期間中においても、事前に相手方にその旨を通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第十三条【反社会的勢力であることを理由とする無催告解除】

甲または乙は、他の契約当事者が次の各号に該当する場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合、または、反社会的勢力であった場合
- (2) 自ら又は第三者を利用して、他の契約当事者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3) 他の契約当事者に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
- (4) 自ら又は第三者を利用して、他の契約当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、他の契約当事者の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合

第十四条（無催告解除の際の損害賠償義務の不存在）

甲または乙が前条により本契約を解除した場合には、解除した者は他の契約当事者に対し一切の損害賠償義務を負担しない。

第十五条【本契約の未記載事項】

本契約に定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議の上これを解決するものとする。

第十六条【合意管轄】

本契約に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、甲及び乙は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲）

（乙） 埼玉県朝霞市東弁財 3-4-6

株式会社グッドコーチ

代表取締役 中村 敏英

厚生労働大臣許可番号 11・ユ・300730